

(1) 年額千二百円以上の財産収入ある世帯に属するもの

(2) 満十八才以上の男子を有するもの

(3) 六十才に至る以前引続二十一年間以上 勤勞又は勞働によつて生計を立てたるもの

(4) 保険給付額一世帯年額一十二百円、独身年額四百円を限度とし月々これを交付す

(5) 保険給付金は差押するものと得ず

(6) 養老口家保険の財源は軍事費削減、財産税の設定、息給制度正上によるもの

二四〇 家賠償法に関する件 (可決)

口家賠償法の即時制定を要求す その要綱先の如し

一、不起訴処分又は起訴の言渡りたる疑者、又は被害者人に対しては証問のための呼出、拘留、強制処分等ヲ禁止し其者の通商所得の金額を賠償すべし

二、訴訟費用は原告の言渡りたる場合を以て其理由を附し且そのもの、訴訟費用は原告の言渡りたる場合を以て其理由を附し且そのもの、

三、印刷、刊行物の不法な複製禁止又發行停止に基く損害の金額を賠償すべし

五、無産者訴訟費用公給制に関する件 (可決)

訴訟費用公給制の制定を要求す その要綱先の如し

(1) 無産者のその生活保護のために訴訟年額に於ては之に賠償する一切の印刷を免除すること

(2) 無産者の生活上重大なる困難ある訴訟年額に於て訴訟代理人を委任するに能はざる場合は裁判所は被告中より適當と認むる者其訴訟代理人の生活に必要費用は口家より公給すること

(3) 無産者の生活上困難ある訴訟年額に於て被告たることを内はず市に無産者の生活に必要費用は口家より公給すること

五、無産者訴訟費用公給制に関する件 (可決)